

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第181回）議事録

1 日時 令和6年7月2日（火） 14：00～14：44

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

尾家 祐二（分科会長）、森川 博之（分科会長代理）、石井 夏生利、
伊丹 誠、井上 由里子、江崎 浩、上條 由紀子、三瓶 政一、
高田 潤一、長谷山 美紀、増田 悦子（以上11名）

（2）総務省

<国際戦略局>

田原 康生（国際戦略局長）、豊嶋 基暢（官房審議官）、

<情報流通行政局>

山碕 良志（官房審議官）、金澤 直樹（総務課長）、
岸 洋佑（放送政策課室長）

<総合通信基盤局>

今川 拓郎（総合通信基盤局長）

・電波部

荻原 直彦（電波部長）、
中村 裕治（電波政策課長）、小川 裕之（移動通信課長）

（3）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申案件

「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「ローカル 5 G の海上利用に係る技術的条件等」について

【平成 28 年 10 月 12 日付け諮問第 2038 号】

(2) 諮問案件

「放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件」について

【令和 6 年 7 月 2 日付け諮問第 2047 号】

(3) 議決案件

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定 第 3 号）」の一部改正について

開 会

○尾家分科会長 皆さん、こんにちは。ただいまから情報通信審議会第181回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日はWeb会議にて会議を開催しており、現時点で14名中11名が出席し、定足数を満たしております。

Web会議となりますので、皆様、御発言の際にはマイク及びカメラをオンにしてください、名乗ってから御発言をお願いいたします。また、本日の会議の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申案件1件、諮問案件1件、議決案件1件でございます。

議 題

(1) 答申案件

「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「ローカル5Gの海上利用に係る技術的条件等」について

【平成28年10月12日付け諮問第2038号】

○尾家分科会長 初めに、平成28年10月12日付け諮問第2038号、「新世代モバイル通信システムの技術条件」のうち「ローカル5Gの海上利用に係る技術的条件等」について、森川主査から御説明をお願いします。森川主査、お願いいたします。

○森川主査 森川です。皆さん、こんにちは。新世代モバイル通信システム委員会の主査を仰せつかっております。

ローカル5Gの海上利用に係る技術的条件等に関しての報告をさせてください。お手元の資料181-1-2が報告書の本体となりますが、こちら200ページ以上あるものでございますので、スライドバージョンの1-1の概要資料で説明させていただきます。私からは検討の背景まで御説明させていただき、その後は事務局からの説明ということでお願いいたします。

それでは、ページをおめくりいただけますか。こちらは目次です。報告書本体の章立てに対応した資料構成となっています。

それでは、ページをおめくりください。こちらが検討の背景です。ポイントは、ローカル5Gをいろいろ柔軟化していこうということとして、左と真ん中と右と3点に大別されます。1点目が海上利用、2つ目が電波伝搬パラメータの精緻化、3点目がアップリンク比率を増やした非同期運用となります。

一番左側のローカル5Gの海上利用です。例えば、再生可能エネルギーとして新たに期待されている洋上風力発電において、プラットフォームの発電設備等のインフラ制御、監視を遠隔で行うために、ローカル5Gの利用が期待されているという背景があります。

このような状況を踏まえ、今年の2月からローカル5Gを海上利用するために必要な技術的条件に関する検討を行ってまいりました。今回の検討では、ローカル5Gに割り当てられている周波数帯4.7GHz帯のうち、屋外でも利用が可能な4.8GHz帯において、公共業務用固定局をはじめとするほかの無線システムとの共用検討を行ったというのが1点目です。

2つ目が真ん中の②伝搬パラメータの精緻化についてです。御案内のとおり、ローカル5Gでは複数の免許人間で同じ周波数帯を使っていますので、免許を受けるに当たっては、ほかのローカル5Gの無線システムへの干渉がないことを確認する必要があります。その際に、基地局を屋内に設置して利用する場合には、壁の素材等によって、建物侵入損、壁の材質とかにによって、どのくらい電波が通るか通らないかの値ですけれども、それが材質によって異なることがITU-R勧告でも示されております。しかしながら、現在のローカル5Gの精度では、こういった素材の違いについては考慮されていませんでした。そのため、検討を行ったというものです。具体的には、総務省で進めてきたローカル5G開発実証においての実測結果に基づきまして、建物侵入損をどの程度にすればいいのかについて検討を行ってまいりました。これらの検討によりまして、近隣のローカル5G基地局との干渉調整において、今まで以上に高い損失を考慮することが可能となりましたので、その結果、稠密にローカル5G基地局を開設できる可能性が高まったということです。

3点目、一番右、アップリンク比率を増やした非同期運用についてです。いわゆるTDD、時分割複信方式を用いる5Gでは、アップリンクとダウンリンクの送信タイミングを一定にした上で時刻的に同期をとることにより干渉を低減することができるという

った特徴があります。ローカル5Gでは端末から高精細な画像、映像の伝送を行うなど、端末から基地局へのアップリンクの割合を増やしたいというニーズが非常に強くあることから、アップリンク比率を増やした非同期運用について、ローカル5G開発実証における検討結果に基づきまして、ほかのシステムに与える干渉影響について検討したものととなります。

以上、少し長くなりましたけれども、検討の背景です。以降の説明は事務局からお願いできますでしょうか。

○小川移動通信課長 事務局の移動通信課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。まず、ローカル5Gの柔軟な運用に向けた検討のうち、電波伝搬パラメータの精緻化、先ほど御紹介のございました建物侵入損等についての御説明でございます。今御覧いただいているスライドでございますが、ローカル5Gの免許の申請に当たりまして、自らのカバーエリアや他のローカル5Gの無線システムとの干渉調整を行う必要がある調整対象区域をこういった式に基づいて算出したしまして、図示したものを申請時に提出する必要があるということになってございます。その際に、現在御覧いただいている式に基づきまして、伝搬損失を計算することになってございます。スライドにお示ししておりますのは、4.7GHz帯における例でございますが、電波伝搬モデルとしては拡張秦式を用いているところでございますけれども、スライドの真ん中の式の赤字で書いてございますRという部分が建物の侵入損として提示されておりまして、一番上の囲みに書いてございますように、建物侵入損（R値）といたしまして、4.7GHz帯は16.2dB、28GHz帯は20.1dBを用いるというのが現行の規定になってございます。

次のページをお願いいたします。こちらはITU-R勧告のP.2109ということで、電波の建物侵入損につきまして、壁面の材質の違いによりまして、TraditionalとThermally-efficientの2つのモデルがITU-Rの勧告で示されているということをお示してございます。Traditionalといいますのは一般的な材質の壁面でございますが、先ほど申し上げた4.7GHz帯で16.2dB、28GHz帯で20.1dB、これが先ほどの審査基準に用いられている値ということでございます。一方で、Thermally-efficientは熱効率の高い壁面として、例えば鉄筋コンクリート等の材質ということでございますが、この場合

は4.7GHz帯で31.4dB、28GHz帯で41.5dBということで、より高い建物侵入損、より大きな建物侵入損を採用することができるということが、この勧告に記載されているところでございます。こういったことを踏まえまして、今回の委員会報告におきましては、より高い値でありますThermally-efficientの値を採用してよいかどうかということにつきまして、実測結果を基に検討を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらでは、ローカル5G開発実証におきまして、実環境で測定いたしました建物侵入損と、先ほど御説明いたしましたITU-R勧告のThermally-efficientの建物侵入損との値を比較した結果ということで、真ん中の中段の表に整理したものでございます。赤字で書いてございますのがITU-R勧告の値で、その下書いてございますのが実際に測定した値でございますが、御覧のとおり、4.7GHz帯、28GHz帯ともITU-Rの勧告の値をおおむね上回る値が実測されているということでございまして、Thermally-efficientと勧告に書いてございます値と同等の建物侵入損を認めることができるということが示されているものでございます。こうしたことを踏まえまして、ローカル5G基地局を屋内に設置する場合におきまして、建物の壁面の材質等に応じまして、Thermally-efficientとして規定される値、すなわち4.7GHz帯で31.4dB、28GHz帯で41.5dBという値を審査基準において採用することが望ましいとして取りまとめているものでございます。

次、お願いいたします。続きまして、このページは、ローカル5Gの開発実証におきます4.7GHz帯での海上電波伝搬試験の結果をお示ししているものでございます。真ん中のグラフでございますけれども、縦軸が受信電力、横軸が伝搬距離を示しているものでございまして、このグラフの中で黒い点の固まりがございまして、黒いバツ(×)の点の固まりが実際の測定値、ピンクの線が実測値を最小二乗法により計算した近似値の線、一方、この青色の線でございますが、現行と審査基準において、陸上の電波伝搬モデルとして採用されている拡張秦式で計算した結果、一方、赤い線は自由空間伝搬モデルで計算した結果、灰色の線は実測値から導入した仮説モデルで引っ張った線ということで、このグラフをお示ししているところでございます。御覧いただくとおり、陸上の伝搬モデルとして用いられております拡張秦式の線は実測値と乖離が見られてございまして、海上でローカル5Gを利用する場合のモデルとしては、別なモデルを

用いる必要があるのではないかと考えております。

一方、実測結果と比べますと、海上における電波伝搬モデルといたしましては、赤い実線で示しております自由空間伝搬モデルがより適当ではないかという結論が得られているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、海上におけるローカル5Gの伝搬モデルといたしましては、電波法関係審査基準に自由空間伝搬モデルを規定することが望ましいと取りまとめているものでございます。

次、お願いいたします。続きまして、アップリンク比率を増やした非同期運用について御報告いたします。次の9ページを御覧ください。

先ほど森川主査から御説明があったとおりでございますけれども、ローカル5Gを含め、5Gでは時分割多重方式、TDD方式が用いられているということで、ダウンリンクとアップリンクのタイミングを一定にした上で時刻的に同期を取ることで干渉を低減させて運用を行っているということでございます。このスライドの真ん中の左にございます各パターンにおけるスロット構成という図を御覧いただければと思いますけれども、この中に、青く塗ってあるD、赤く塗ってあるU、半分青く塗ってあるSという区画がございますけれども、青いDがダウンリンクに割り当てたスロット、赤く塗ってありますUがアップリンクに割り当てたスロット、Sという区画はDとUの切替えのスロットということで、スロットのパターンを示しているものでございます。この中の同期と書いてあるパターンにつきましては、現在、全国の5Gで使われている基本的な同期方式、同期のパターンということでございます。

一方、その下の準同期と書いてあるパターンにつきましては、同期方式と一定程度の同期を保ちつつ、よりアップリンクの割合、すなわち赤いUのところを増やしたパターンということで示しておりますけれども、準同期のパターンにつきましては、これまでの検討におきまして、非同期運用でありますけれども、他の無線システムの影響が比較的軽微とされておりまして、事前の干渉検討が不要としているところでございます。今般の検討では、その下に示しておりますTDD2、TDD3ということで、よりアップリンクのスロットを増やしたパターンにつきまして、従来の方式、パターンとの干渉検討が不要とする扱いができるかどうかについて検討を行ったものでございます。

その結果につきましては、このスライドの下の方にまとめてございますけれども、まず、隣接システム、これは全国5Gあるいは隣接のローカル5Gシステムとの共用検

討の結果でございますけれども、これらにつきましては、干渉を低減するために、非同期運用の置局場所を適切に選択すること、あるいはエリア外からの電波を遮断するような措置を取ることに よりまして、干渉の影響を軽減することが可能であるという結論を出しております。

一方、その下にございます同一帯域の共用検討結果につきましては、干渉電力の低減につきまして、同一帯域ということで、この低減が望めないということがございます。こうしたことから、引き続き、干渉調整が必要であるという結果が出ているところでございます。

以上のことから、準同期運用よりアップリンク比率を増やした非同期運用、すなわち TDD 2 と TDD 3 のパターンにつきまして、引き続き、周辺の無線システムとの適切な干渉調整が必要という結果が示されたということでございます。こうしたことから、今回は干渉調整が不要とすることが出来ます準同期方式としての採用、扱いは見送ることといたしまして、今後の運用状況を見据えつつ、必要に応じ、これらのパターンの追加を検討することが望ましいという取りまとめを行ったところでございます。

一方で、現行制度上ですけれども、TDD 2 と 3 のパターンにつきましては、非同期運用として干渉調整等の一定の条件を満たせば免許を受けることが可能でございます。一方、こういったことが広く認知されていないのではないかという指摘もございましたので、今後、ガイドライン等におきまして、非同期運用につきまして、適切に周知することが望ましいといった旨も報告書には盛り込ませていただいたところでございます。

次、10 ページを御覧ください。続きまして、ローカル 5 G の海上利用に係る検討でございます。

11 ページを御覧ください。ローカル 5 G の海上利用につきましては、過年度の委員会報告におきまして、継続検討課題となっておりました。この過年度の報告におきまして示された前提条件につきまして、このスライドに改めて記載しているところでございます。ポイントを申し上げますと、前提条件の 1 点目でございますが、検討する周波数帯としては 4.7 GHz 帯を対象とすること。それから、3 点目、赤字で書いてございますけれども、公共業務用無線局等との干渉検討を行うということを前提条件としてございます。

これを踏まえて、その下にございます共用検討対象パターンでございまして、1 点目でございますが、対象とする周波数帯 4.7 GHz 帯、すなわち 4.6 から 4.9 G

H z のうち、屋外でも利用可能な 4.8 から 4.9 G H z 帯までの周波数を対象とすること。それから、共用検討のパターンは①から③として、公共業務用無線局、5 G H z 帯無線アクセスシステム、同一隣接帯域の全国 5 G 及びローカル 5 G、これらの共用検討を行ったものでございます。

次、お願いいたします。共用検討に用いたパラメータにつきましては、基本的には過去の陸上での共用検討に用いたパラメータと同一としているものでございます。

次、お願いいたします。以降、13 ページから 20 ページまでは、先ほど申し上げた 3 つのパターンの共用検討の結果を示しているものでございますけれども、いずれも陸上における共用検討において、過去、検討を行った手法と基本的には同様の手法を用いて検討しているものでございます。

これらの共用検討結果につきましては、21 ページにまとめて記載しておりますので、21 ページに基づきまして御説明申し上げます。表にお示ししておりますとおり、基本的には、他の共用検討結果において、いずれも共用可能という結果を得ているところでございます。一番上、公共業務用の無線局との共用検討におきましては、共用条件のところにもございますが、陸上と同様に、海上ローカル 5 G 基地局の発射制限エリア等を規定することで共用可能としておりまして、ローカル 5 G を海上において利用する場合には、一定の条件下で利用する必要があるといったような条件を設けた上での共用条件を規定しているものでございます。

このほか、ローカル 5 G を海上で非同期運用する場合等におきましては、陸上で運用する場合と同様、他の無線システムと事前にサイトエンジニアリング等をしっかり行う必要があると規定しております。

続きまして、22 ページ以降でございますけれども、4.7 G H z 帯におけるローカル 5 G の技術的条件についてまとめてございます。

23 ページでございますが、基地局及び移動局の技術的条件でございます。今回、陸上で既に認められているローカル 5 G システムと同一の諸元のまま共用が可能という結論が得られておりますので、海上利用に当たって、特段の技術的条件の変更はございません。

次に、24 ページは陸上移動中継局、25 ページは小電力レピータの技術的条件でございますが、こちらについても特段の技術的条件の変更はないものとなっております。

26 ページ、委員会の審議の経過でございますが、先ほど申し上げましたとおり、2

月から6月にかけて、委員会及び作業班を開催しております。また、本委員会報告案につきましては、本年5月1日から6月4日までの間、意見募集を実施したものでございます。

27ページ、28ページは構成員名簿でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、事務局からの説明は終わりとなります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○尾家分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などがございましたら、チャット機能でお知らせくださいませ。いかがでしょうか。何かございませんか。よろしいでしょうか。

では、私から質問させていただきます。御説明どうもありがとうございます。今回、3つの観点から御審議いただいて、答申いただいている状況ですけれども、アップリンクの比率を増やす件につきましては、現状では、多分、これってローカル5Gの特徴的な利用で、1対1ではなくて、この比率を変えるというのは特徴的だったと記憶しているんですけど、現状では、アップリンクの比率を増やすと、干渉が起きて、なかなか十分に性能が出ていないという状況が起きていると理解してよろしいでしょうか。

○小川移動通信課長 それでは、事務局からお答えをさせていただきます。

今、尾家分科会長から御指摘のありましたTDD2とか3のパターンでアップリンクの比率を増やすというパターンの検討でございますけれども、今回、検討した観点といたしましては、今、分科会長が御指摘になったように、干渉が生じる可能性があるという結論が出ております。より柔軟に運用するためには、干渉の調整が不要であるほうが利用者にとっては望ましいという観点から、干渉調整が不要なカテゴリーに入れることができるかどうかという観点で検討させていただいたものでございます。

しかしながら、現状では、干渉が生じる可能性があるということでございますので、その点については、利用に当たって確認していただくことを引き続きお願いしたいというものでございまして、このパターンが使えないということではないということでございます。一方で、必要な干渉の確認はしていただくということで、利用可能なパターンであるということを併せて周知を行い、対応させていただくという結論となっているものでございます。

○尾家分科会長 分かりました。ぜひ、この件を御理解いただいて、利用が進むといいですね。ありがとうございます。

ほかに、皆さんから御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さん、御理解いただいたようですので、森川主査、小川課長、どうもありがとうございます。

それでは、ほかに意見、質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件答申書（案）、資料１８１－３のとおり、一部答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお申出をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、資料１８１－３の答申書（案）のとおり、答申することといたします。森川主査、小川課長、どうもありがとうございました。

○森川主査 ありがとうございます。

○尾家分科会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくをお願いいたします。

○小川移動通信課長 本日は、新世代モバイル通信システムの技術的条件のうち、ローカル５Ｇの海上利用に係る技術的条件等についての一部答申をいただきまして、誠にありがとうございます。本日答申をいただきましたローカル５Ｇの海上利用につきましては、洋上風力発電施設等の遠隔点検あるいは監視などのために、この活用が期待されているところでございます。また、一部答申には、基地局をより稠密に配置できる内容も盛り込まれているということで、さらなるローカル５Ｇの利用拡大に資するものと期待しているところでございます。総務省といたしましては、本日の一部答申を受けまして、本年度中を目途に速やかに制度整備に取り組んでまいりたいと考えております。尾家分科会長をはじめ分科会委員の皆様、本報告書の取りまとめをいただきました森川主査をはじめ新世代モバイル通信システム委員会の委員、専門委員の皆様に、厚く御礼を申し上げます。今後とも情報通信行政に対する御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○尾家分科会長 どうもありがとうございました。

（２）諮問案件

「放送法第２０条の３第１項に規定する配信用設備に係る技術的条件」について

【令和6年7月2日付け諮問第2047号】

○尾家分科会長 それでは、続きまして、諮問案件に移りたいと思います。令和6年7月2日付け諮問第2047号「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」について、審議いたします。本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付けで情報通信審議会議事規則第10条第3項の規定により、当分科会に付託されたものです。それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○岸放送政策課室長 総務省放送政策課の岸と申します。本日はよろしくお願いいたします。

諮問案件といたしまして、放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件、こちらの諮問をさせていただきたいというものでございます。資料181-2-2に基づきまして説明させていただきます。

諮問の背景でございます。一言で申し上げますと、若者を中心にテレビ離れが進んでいる。このことは、裏を返せば、国民視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるという放送をめぐる視聴環境が急速に変化している状況でございます。こういう状況の変化を踏まえまして、今年の5月、国会で放送法の一部改正が成立いたしました。内容といたしましては、NHKの放送番組をテレビに加えまして、テレビをお持ちでない方に対しても、継続的かつ安定的に放送番組を届ける。そのために、インターネットを通じて放送番組の配信を行うという業務をNHKの必須業務とすることを措置されたところでございます。この必須業務とするということの一つの帰結といたしまして、インターネット配信の業務に用いられる配信用設備につきまして、法律上、総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないという規定が置かれてございます。こちら、条文を御覧いただきながら御説明いたしたいと思いますが、今年の法改正で新たに入った第20条の条文の第1項により、必要的配信業務に用いられる設備及びその運用のための業務管理体制を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないという義務がNHKに新たに課されることになります。

そして、この基準はどのようなものでなければならないかということが2項で法律の枠がかけられてございまして、2つございます。1つが配信用設備の損壊もしくは故障または不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。いわゆる安全、信頼性の確保という観点の基準でございます。2つ目、配信用設備等を

用いて行われる配信の品質が総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。こちら、いわゆる品質の基準ということになってまいります。この2つの基準に適合するような総務省令を今後総務省として定めていくに当たりまして、技術的条件を具体的に検討いただくために、今回、諮問させていただきたい、こういう内容でございます。

今回、諮問することによりまして御検討いただきたい事項、大きく3点ございます。1つは、配信用設備として、規律の対象とする範囲をどこまでにするかといったことで、装置及びネットワークの構成を概念立てて御議論いただきたいというのが1点目になります。基本的なイメージといたしましては、ごく簡単なイメージ図がございますけれども、一番左側にNHKの放送設備がございます。ここで放送番組が制作されるわけでございますが、この放送番組をネット配信に出すために〇〇設備に出していく。そこから、基本的にはクラウドを想定していますけれども、配信基盤にコンテンツを載せていく。載せていくコンテンツは法律上、3つ義務がかかっています、それぞれが配信基盤の上に載っていったって、コンテンツデリバリーネットワークを介してインターネット網に出ていく。それぞれ視聴者の方がそれぞれの需要に応じて選択する受信環境の下で、放送番組の配信を受信するという中で、どこまでを今回の規律の対象として見ていくべきか、これが1点目の御検討いただきたい事項であります。

2点目、規律の対象となる配信用設備につきまして、安全・信頼性のための基準、先ほど申し上げた法律の枠の中で、どのように具体的に決めていくかといったことを御議論いただくものでございます。

3点目が法律の2つ目の基準でございました品質の水準をどのように定めていったらよいか。

この3点につきまして、今回、諮問をして、御検討いただきたいと考えてございます。

検討の体制につきましては、既存の放送システム委員会の下に、今回、NHKの配信用設備について専門的に検討する作業班を設けていただきまして御検討いただきたいと考えてございます。

答申を希望する時期でございますが、作業班におきましては、今年の11月末を一つのめどとして、作業班での議論を取りまとめていただきまして、放送システム委員会で見聞募集を経て、2月頃に一部答申を希望してございます。この答申をいただきました暁には、必須業務化、これは改正法の施行から1年6月以内と法律で定められておりま

して、5月に公布されていますので、11月の下旬ぐらいまでが期限になるわけですが、そこに間に合うように、この答申の内容を踏まえまして、総務省において省令の改正に役立てていきたい、このように考えているところでございます。

今回、諮問させていただきます内容、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などございましたら、チャット機能でお知らせくださいませ。

よろしいでしょうか。

それでは、皆さん御理解いただいたようですので、今回、インターネット配信に関して、これまで任意だったものが義務づけられたということで、これがきちんと機能するための技術的条件は今後検討するということで理解しました。よろしいでしょうか。

それでは皆さん、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本諮問の審議を進めることにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお申出をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、皆様から御了解いただきましたので、本件諮問につきましては、審議を進めることといたします。岸室長、御説明どうもありがとうございました。

○岸放送政策課室長 ありがとうございました。失礼いたします。

(3) 議決案件

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決定 第3号）」の一部改正について

○尾家分科会長 それでは、続きまして、議決案件に移りたいと思います。「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決定 第3号）」になりますが、その一部改正について審議いたします。ただいま総務省から説明がありました放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件の審議を進めるに当たり、放送システム委員会にて審議すべき事項を分割して

調査してはいかがかと思います。なお、放送システム委員会での調査に際し、同委員会の所掌を改めて整理してはいかがかと思います。委員会の所掌の変更につきましては、情報通信審議会議事規則第10条第7項の規定によりまして、分科会決定を行う必要がございます。本件につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○片山総合通信管理室長　事務局の片山です。

それでは、ただいま尾家分科会長から御提案いただきました件について説明させていただきます。先ほど諮問させていただきました放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件について、今後、放送システム委員会において調査検討を行うに際しまして、本件諮問に係る事項を同委員会の所掌として明記するために、委員会設置の規定を改正するものです。具体的な改正内容は、資料181-3の新旧対象条文の箇所を御覧ください。

現在、情報通信技術分科会に設置しております放送システム委員会の所掌は、現行、下の段ですが、記載のあるとおり、放送システムに係る技術的条件に関する事項となっております。今般の諮問事項が明確に読めるように、所掌に放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件を加えることを御提案いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○尾家分科会長　ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などがございましたら、チャット機能にてお申出ください。

よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、ほかに意見、質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、提案を了承し、情報通信技術分科会決定　第3号を一部改正することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお申出をお願いいたします。

ないようですので、それでは、一部改正するとともに、放送システム委員会にて調査検討を行うことといたします。どうもありがとうございます。

以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から、この機会に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。

○片山総合通信管理室長 事務局からは特にございません。

○尾家分科会長 はい、分かりました。

閉 会

○尾家分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で閉会といたします。本日もどうもありがとうございました。